兵庫県公報

平成20年12月17日 水曜日 第2号外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例

ページ

○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) ………………

1

公布された法令のあらまし

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第56号)

1 職員の給与等に関する条例の一部改正

農林漁業普及指導手当の支給割合を100分の12(人事委員会規則で定める職員にあっては、100分の8)からいずれも100分の7に引き下げるとともに、管理職手当を受ける職員にあっては支給しないこととした。

2 公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

義務教育等教員特別手当の支給月額の上限を月額20,700円から月額16,300円に引き下げることとした。

- 3 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 公立学校教職員の特殊業務手当の支給額を次のとおり引き上げることとした。
 - (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務
 - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 日額6,400円(現 行3,200円)
 - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 日額6,000円(現行3,000円)
 - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 日額6,000円 (現行3,000円)
 - エ アの業務のうち県教育委員会規則で定めるものに従事した時間が県教育委員会規則で定める時間を超える場合に加算する額 2,400円 (現行2,000円)
 - (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額 3,400円(現行2,000円)
 - (3) 対外運動競技等において児童若しくは生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行う もの 日額3,400円(現行1,700円)
 - (4) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 日額2,400円(現行1,200円)
- 4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (1) 1週間当たりの職員の勤務時間を40時間から38時間45分とする等短縮することとした。
 - ② 1日に割り振る職員の勤務時間を8時間から7時間45分とする等短縮することとした。
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (1) 条例で定める育児短時間勤務の形態を1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分 又は24時間35分(現行20時間、24時間又は25時間)になるように勤務することとした。
 - ② 育児短時間勤務職員等に係る特地勤務手当等の特例を定めることとした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第56号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「該当する職員」の右に「(管理職手当を受ける職員を除く。)」を加え、同条第2項中「100分の12(人事委員会規則で定める職員にあつては、100分の8)」を「100分の7」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第22条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。 第26条第2項中「20,700円」を「16,300円」に改める。

(公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正 する。

第3条の2第1項第4号中「に規定する半日勤務時間」を「の規定により4時間の勤務時間」に改め、同条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第3号及び第4号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第5号中「2,000円」を「3,400円」に改め、同項第6号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第7号中「1,200円」を「2,400円」に改め、同条第3項中「2,000円」を「2,400円」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間 30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条中「半日勤務時間(第4条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する時間をいう。以下同じ。)」を「4時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に改める。

第9条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第1号から第3号までの規定中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第8条の10第1項の表県職員給与条例第22条第2項の項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 次の各号に掲げる職員についての職員の特地勤務手当等に関する条例(昭和46年兵庫県条例第1号。以下「特地条例」という。)の規定の適用については、当該各号の表の左欄に掲げる特地条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、特地条例第3条第1項又は第4条第1項に規定する日(以下「異動等の日」という。) において育児短時間勤務職員等であったもの

第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額及び 同日現在において受けるべき

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの

第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額に職員の勤務時間、休暇等に関する
		条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項の規定に
		より定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する

		勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において 受けるべき

③ 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等であったもの

第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額に算 出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき

第8条の11に次の1項を加える。

3 短時間勤務職員についての特地条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特地条例の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	受けるべき給料及び	受けるべき給料の月額を同日現在における職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)で除して得た額に算出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき
第4条第1項	給料及び	給料の月額を同日現在における算出率で除して得た額に算 出率を乗じて得た額及び同日現在において受けるべき

第10条の6第1号中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年1月1日から、第3条中公立 学校教職員の特殊勤務手当に関する条例第3条の2第2項及び第3項の改正規定並びに第5条中職員の育児 休業等に関する条例第8条の10に1項を加える改正規定、同条例第8条の11に1項を加える改正規定及び同 条例第10条の6第1号の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。)第3条の2第2項及び第3項の規定は、平成20年10月1日から適用する。 (農林漁業普及指導手当の特例)
- 3 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例第18条の2第2項の適用については、同項中「100分の7」とあるのは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は「100分の10(人事委員会規則で定める職員にあつては、100分の8)」と、同年4月1日から平成23年3月31日までの間は「100分の9(人事委員会規則で定める職員にあつては、100分の8)」と、同年4月1日から平成24年3月31日までの間は「100分の8」とする。

(特殊業務手当の内払)

4 第3条の規定による改正前の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて既に職員に支払われた特殊業務手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による特殊業務手当の内払とみなす。

(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第59号)の一部

を次のように改正する。 本則の表1の項(3)中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。 (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正) 6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年兵庫県条例第55号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。
男(朱界2頃中「0时間」を「1時間49万」(CL以める。